



## 岩木川で悪質な不法投棄を発見 ～警察署と合同で状況確認を実施～

10月18日（木）11時30分頃、つがる市稲垣町繁田地内岩木川右岸14.4k及び五所川原市大字藻川字善津袋地内岩木川左岸18.2k（岩木川河川公園）において、冷蔵庫・机等の不法投棄を巡回中の河川巡視員が発見しました。

青森河川国道事務所ではつがる署及び五所川原署に通報し、本日13時30分から警察署と合同で状況確認を行いました。

不法投棄は「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察署に通報し、原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

- ①発見日時 平成30年10月18日（木）11時30分頃
- ②発見場所及び投棄状況
  - 1) つがる市大字稲垣町字繁田地内（岩木川右岸14.4k）  
投棄物：机2台、タンス1竿他
  - 2) 五所川原市大字藻川字善津袋地内（岩木川左岸18.2k）  
投棄物：冷蔵庫1台、洗濯機1台他
- ③措置状況 本日10月19日（金）つがる警察署及び五所川原警察署と13:30から合同で状況確認。  
現地には警告看板を設置。
- ④その他 直近（10月9日（火））の当局巡視においては異常は確認されておりません。

※ 不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。

- ◇ 「河川法」・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ◇ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」  
・・・5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金  
（法人等の場合は3億円以下の罰金）

※発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

副所長（河川担当） 安部 剛

TEL017-734-4521（代表）

河川管理課長 工藤 尚武

TEL017-734-4590（直通）

## 不法投棄現場① 位置図

つがる市大字稲垣町字繁田地内  
(岩木川右岸 14.4k)



『この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平 30東複、第23号)』

## 不法投棄状況





## 不法投棄現場② 位置図

五所川原市大字藻川字善津袋地内  
(岩木川左岸 18.2k)



『この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平 30東複、第23号)』

## 不法投棄状況

